

八百津町ふるさと応援寄附金プロモーション業務仕様書

1 委託業務名

八百津町ふるさと応援寄附金プロモーション業務

2 委託業務の目的

ふるさと納税による寄附金を安定的に確保するためには、寄附者に関心を持ってもらえる返礼品の存在が不可欠である。また、全国の返礼品の中から選択してもらうためには魅力的な写真と効果的なPRも必要である。

本業務は、ふるさと納税返礼品の開拓やPRなどを専門的技術や知見を有する民間事業者へ委託することにより、返礼品の持つ魅力を最大限に引き出し、寄附者から返礼品を選択いただくことで、ふるさと納税による寄附金の安定的な確保及び特産品の知名度向上を図ることを目的とする。

3 委託業務の履行期間

契約日から令和7年9月30日まで

4 業務内容

(1) 返礼品の新規開拓に関する業務

- ・本町の返礼品の登録状況や他自治体動向を注視し、傾向に合った返礼品の開拓を行うこと。また、返礼品提供について関心のある事業者が見つかった場合は町へ随時情報提供すること。新規返礼品 10 点以上開拓すること。

(2) ふるさと納税返礼品の画像編集に関する業務

- ・ふるさと納税ポータルサイト掲載等に使用する返礼品画像(サムネイル 50 点以上・商品ページ 20 点以上)の編集を行うこと。
- ・編集を行う返礼品画像の選定については町と協議した上で決定すること。
- ・画像は完成の都度、データ納品すること。

(3) プロモーションに関する業務

ポータルサイト上での検索連動型広告や各種プロモーション業務において、効果が最大

になる必要な対応を行うこと。なお、広告に要する費用は、本業務の委託料とは別に委託者が原則負担する。

(4) その他寄附額向上や経費削減等に資する業務

ふるさと納税の寄附拡大や経費削減等に関して、独自の施策等があれば提案し、委託者と協議のうえで実施すること。

5 委託料の支払方法

受託者は契約期間終了後に、所定の手続きに従って委託料の支払いを委託者に請求し、委託者は請求を受けた日から30日以内に支払うものとする。

6 業務上の注意事項

- (1) 受託者が業務の一部を再委託する場合は、委託者からの承諾を得ること。
- (2) 受託者は、本業務の実施に際し第三者の著作権、肖像権その他の権利を侵害することがないように必要な使用許可等を得ること。これらを怠った場合に生じる問題については、受託者が一切の責任を負う。
- (3) 受託者側の責めに帰する不備が発見された場合は、受託者が速やかに必要な措置を行うこととし、これに要する経費は受託者の負担とする。

7 成果物の権利

本業務により得られた成果物、資料、情報(個人情報を含む。)及び実施過程で作製された付属物等に係る著作権、所有権、使用权等一切の権利は、委託者に帰属するものとし、受託者は委託者の許可なく成果物を複製、公表、貸与又は使用してはならない。また、委託者は、成果物等の全てについて、必要な範囲で改変し、または二次利用する権利を有する。

8 情報セキュリティ

本業務で扱う情報に関して、適切な措置を講じ、セキュリティ管理を徹底すること。

9 その他

その他本仕様に定めのない事項または業務上疑義が生じた場合は、委託者受託者協議のうえ決定する。